

鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定団体の公募について

1 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第38条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発及び人材育成の拠点となる鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）の指定を希望する団体を公募する。

2 公募の期間

令和7年2月12日から同年3月5日まで

3 活動内容

次に掲げる活動を行うこととする。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行う。
- (2) 鳥取県地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動の支援を行う。
- (3) 日常生活に関する温暖化対策について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行う。
- (4) 日常生活に関する温暖化対策について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析するとともに、住民の地球温暖化防止活動を促進するため、分析の結果を定期的に又は時宜に応じて提供する。
- (5) 地方公共団体実行計画の達成のために鳥取県が行う施策に必要な協力をする。
- (6) 地域における気候変動影響・適応に係る情報の収集・整理・分析・提供等を行う。
- (7) その他

4 指定の期間

指定する期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

5 指定申請

指定を受けようとする法人は、令和7年3月5日までに鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定要綱（平成22年5月25日第201000029473号鳥取県生活環境部環境立県推進課長通知。以下「指定要綱」という。）第3条に基づく指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて脱炭素社会推進課に提出するものとする。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面及び組織図
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第2項に掲げる事業及び気候変動適応法第13条第2項に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面（事業の概要及び人員体制がわかるものとする）
- (5) 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

6 資格要件

指定申請をできる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地球温暖化対策及び気候変動適応策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化防止

及び気候変動適応に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人。

(2) 県内に主たる事務所又は支店、支部を有すること。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当しないこと。なお、該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められる。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められる。

(ア) 暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他の業務を下請け等させること。

7 県の委託事業

実施事業として、県は予算の範囲内で事業を委託する。

令和7年度については、別紙仕様書（別紙1、2）のとおり委託を予定しているので、事業計画に含めること。ただし、鳥取県議会令和7年2月定例会においてセンター委託業務に係る予算が成立しない場合は契約を締結しない。

なお、その他の県が委託しない事業に要する経費は、指定団体が確保することとする。

8 提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課 担当：吉田

電話：0857-26-7875 ファクシミリ：0857-26-8194